

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	保育の実施事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、保育の実施事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

吉川市長

## 公表日

令和5年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育の実施事務
②事務の概要	<p>・本事務は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とする児童について、保育所等において保育の実施又は措置をするものである。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。</p> <p>①保育所等の利用に係る調整又は要請に関する事務 ②保育を必要とする児童が保育を受けるための措置に関する事務 ③②の措置に要する費用の徴収に関する事務</p> <p>なお、保育所等の利用に係る申請は窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。</p> <p>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p>
③システムの名称	子ども子育てシステム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育てシステム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表第一の8の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号、第8号及び第9号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>（情報照会の根拠）</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二13の項及び16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3及び第12条第8号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども福祉部保育幼稚園課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9528
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども福祉部保育幼稚園課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9528

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月16日	1.4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表2の13の項	・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表2の13の項並びに行政手続における特定	事前	
平成29年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属	戸張 悦男	松本 英明	事後	人事異動による変更
平成29年1月1日	1 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属	松本 英明	伴 茂樹	事後	人事異動による変更
平成29年1月16日	1 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止情報の開示・訂正・利用停止情報	保育幼稚園課	健康福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	事後	表記統一による変更
平成29年1月16日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	保育幼稚園課	健康福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	事後	表記統一による変更
平成29年1月16日	11しきい値判断項目 1. 対象人数 一つ時点の計数か	平成27年12月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年1月16日	11しきい値判断項目 2. 取扱者数 一つ時点の計数か	平成27年12月1日	平成28年12月1日	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	各情報保有期間	各情報保有機関	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の概要	・保育の実施に係る事務は保護者の就労等により、保育が必要な児童を保育所において保育する。また、保育所において保育を実施するために要する費用を、本人又は扶養義務者から、当該保育費用を徴収した場合に家計に与える影響を考慮して、保育を受ける児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。	・本事務は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とする児童について、保育所等において保育の実施又は措置をするものである。	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の概要	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保育施設の利用に係る通知 ②利用者負担額の決定 ③管外保育の委託・受託	・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①保育所等の利用に係る調整又は要請に関する事務 ②保育を必要とする児童が保育を受けるための措置に関する事務 ③②の措置に要する費用の徴収に関する事務	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」)別表第1の8の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一の8の項	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条各号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号、第8号及び第9号	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表2の13の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の13の項及び16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3及び第12条第8号	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属	伴 茂樹	本間 貴明	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止情報	健康福祉部	こども福祉部	事後	
平成30年1月19日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	健康福祉部	こども福祉部	事後	
平成31年1月25日	1 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属	本間 貴明	保育幼稚園課長	事後	
平成31年1月25日	1 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止情報	こども福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	こども福祉部保育幼稚園課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9528(直通)	事後	
平成31年1月25日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	こども福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	こども福祉部保育幼稚園課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9528(直通)	事後	
平成31年1月25日	11しきい値判断項目 1. 対象人数 一つ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月25日	11しきい値判断項目 2. 取扱者数 一つ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年12月23日	11しきい値判断項目 1. 対象人数 一つ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和1年12月23日	11しきい値判断項目 2. 取扱者数 一つ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	11しきい値判断項目 1. 対象人数 一つ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和2年12月25日	11しきい値判断項目 2. 取扱者数 一つ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和3年9月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二13の項及び16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3及び第12条第8号	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二13の項及び16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3及び第12条第8号	事後	
令和3年12月24日	11しきい値判断項目 1. 対象人数 一つ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	11しきい値判断項目 2. 取扱者数 一つ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の概要	・本事務は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とする児童について、保育所等において保育の実施又は措置をするものである。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①保育所等の利用に係る調整又は要請に関する事務 ②保育を必要とする児童が保育を受けるための措置に関する事務 ③②の措置に要する費用の徴収に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	・本事務は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とする児童について、保育所等において保育の実施又は措置をするものである。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①保育所等の利用に係る調整又は要請に関する事務 ②保育を必要とする児童が保育を受けるための措置に関する事務 ③②の措置に要する費用の徴収に関する事務 なお、保育所等の利用に係る申請は窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	事後	
令和4年12月23日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③ システムの名称	子ども子育て支援システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和4年12月23日	11しきい値判断項目 1. 対象人数 一つ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	11しきい値判断項目 2. 取扱者数 一つ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③ システムの名称	子ども子育て支援システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	子ども子育てシステム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年12月25日	1 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	保育利用者ファイル	子ども子育てシステム	事後	
令和5年12月25日	11しきい値判断項目 1. 対象人数 一つ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	11しきい値判断項目 2. 取扱者数 一つ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	